

○高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年10月13日

規則第126号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条の規定による公募は、高知市公告式条例（昭和28年条例第1号）に基づく公告、高知市広報又は高知市ホームページへの掲載等により行うものとする。

(指定の申請)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める申請書は、高知市公の施設に係る指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第3条第1号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 法人以外の団体にあつては、代表者の身分を証する書類、会則、構成員名簿等
- (4) 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類
- (5) 前事業年度における収支決算書、貸借対照表その他財務の状況の概要が分かる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第4条 条例第4条第2項の規定による通知は、高知市公の施設に係る指定候補者選定結果通知書（第2号様式）によるものとする。

(指定等の通知)

第5条 条例第5条第1項の規定により指定管理者の指定をしたときは、高知市公の施設に係る指定管理者指定通知書（第3号様式）により当該指定管理者に通知するものとする。

2 条例第5条第3項の規定により指定管理者の指定をしないときは、高知市公の施設に係る指定管理者不指定通知書（第4号様式）により指定候補者に通知するものとする。

(指定の告示)

第6条 条例第5条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定した法人その他の団体の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第7条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り

消したときは高知市公の施設に係る指定管理者指定取消通知書（第5号様式）により、期限を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは高知市公の施設に係る指定管理者業務停止命令書（第6号様式）により当該指定管理者に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月15日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

高知市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者（職・氏名）

高知市公の施設に係る指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称及び所在地

(1) 名 称

(2) 所在地

2 添付書類

第2号様式（第4条関係）

高知市指令 第 号

様

高知市公の施設に係る指定候補者選定結果通知書

年 月 日付で申請のありました指定管理者の指定に係る候補者（以下「指定候補者」という。）の選定結果については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

高知市長 印

記

1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称
- (2) 所在地

選定する。

2 選定結果 指定候補者に

選定しない。

第 3 号様式（第 5 条関係）

高知市指令 第 号

様

高知市公の施設に係る指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のありました高知市公の施設に係る指定管理者の指定については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定しましたので通知します。

年 月 日

高知市長 印

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

(1) 名 称

(2) 所在地

2 指定の期間

年 月 日 から 年 月 日まで

第 4 号様式（第 5 条関係）

高知市指令 第 号

様

高知市公の施設に係る指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のありました高知市公の施設に係る指定管理者の指定については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり不指定としたので通知します。

年 月 日

高知市長 印

記

1 指定管理者の不指定に係る公の施設の名称及び所在地

(1) 名 称

(2) 所在地

2 不指定の理由等

第5号様式（第7条関係）

高知市指令 第 号

様

高知市公の施設に係る指定管理者指定取消通知書

年 月 日付け高知市指令 第 号により通知をした高知市公の施設に係る指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、下記のとおり取り消したので通知します。

年 月 日

高知市長 印

記

1 指定管理者の指定の取消しに係る公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称
- (2) 所在地

2 取消年月日 年 月 日

3 取消しの理由

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式（第7条関係）

高知市指令 第 号

様

高知市公の施設に係る指定管理者業務停止命令書

年 月 日付け高知市指令 第 号により通知をした高知市公の施設に係る指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、下記のとおり業務の（全部・一部）の停止を命じます。

年 月 日

高知市長 印

記

1 指定管理者の指定の業務の停止に係る公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称
- (2) 所在地

2 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 業務の一部停止をする場合の当該停止する業務の内容

4 停止の理由

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則